

第4章 その他の災害の応急対策の実施	285
第1節 基本対策	285
第1 組織の設置	285
第2節 配備、動員	287
第1 市の配備体制	287
第3節 情報の収集・伝達及び報告	290
第1 情報収集・伝達手段の確保	290
第2 気象情報等の収集伝達	290
第3 災害報告	291
第4 情報共有	294
第5 被害情報の収集・調査	295
第4節 防災関係機関等との連携	298
第1 専門家・専門機関等への協力要請	298
第2 自衛隊への派遣要請	298
第3 関係機関との連携	298
第5節 災害救助法の適用	298
第6節 消火活動	299
第1 市及び南但消防本部の対応	299
第7節 救助・救急・医療対策	300
第1 人命救出活動の実施	300
第2 救急医療の提供	300
第3 医療対策の実施	300
第8節 交通・輸送対策の実施	302
第9節 避難対策	303
第1 避難の勧告・指示	303
第2 警戒区域の設定	305
第3 避難誘導	307
第4 避難所開設	307
第5 避難所の運営	307
第6 帰宅困難者への対策	307
第10節 こころのケア対策	308
第1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動	308
第2 こころのケアに関する拠点の設置	308
第3 児童、生徒のこころのケア	308
第11節 遺体の埋葬等	308
第12節 災害時要援護者支援対策	308
第13節 災害情報等の提供と相談活動	308
第14節 社会秩序の維持	309
第1 市の措置	309
第2 朝来警察署の措置	309

第5章 個別対策	310
第1節 雪害応急対策	310
第1 情報収集	310
第2 除雪対策	310
第3 雪害防止対策	310
第4 区、自主防災組織の協力	310
第5 雪崩対策	311
第6 孤立化対策	311
第2節 大規模火災・危険物事故災害応急対策	312
第1 大規模火災応急対策	312
第2 林野火災応急対策	312
第3 危険物事故応急対策	314
第4 高圧ガス事故応急対策	315
第5 毒物・劇物事故応急対策	315
第6 突発重大事案応急対策	316
第3節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策	318
第1 情報の収集・伝達	318
第2 救助・救急活動	321
第3 消防・避難活動	321
第4 代替輸送	322
第5 雑踏事故対策	323
第6 危険物等の対策	324
第7 風評被害の影響の軽減	326
第4節 原子力事故災害応急対策	327
第1 通報、伝達、情報提供	327
第2 緊急モニタリング	329
第3 避難対策、交通規制	329
第4 救急・医療活動	331
第5 消火活動	333
第6 飲料水等の摂取制限、汚染の除去	335
第7 環境モニタリング	336
第8 制限の解除、風評被害対策	336
第9 心身の健康相談体制の整備	337
第10 広域避難者の受け入れ	338
第5節 鳥インフルエンザ応急対策	339
第1 組織の設置	339
第2 応急対策の実施	339
第3 患畜等の処分	339

## 第4章 その他の災害の応急対策の実施

### 第1節 基本対策

実施担当	各班
------	----

#### 第1 組織の設置

市長は、市域において雪害や大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、(豪雪/事故)災害警戒本部又は(豪雪/事故)災害対策本部を設置する。

##### 1 本部

市長は、(豪雪/事故)災害警戒本部又は災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づき、(豪雪/事故)災害対策本部を設置する。

##### (1) 設置基準等

	(豪雪/事故)災害警戒本部	(豪雪/事故)災害対策本部
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 ①積雪観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深を突破し、かつ豪雪体制への準備が必要なとき、又は平雪除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき。 ②火災・災害等即報要領の即報基準に達したとき。 ③その他雪害、大規模事故、突発重大事故の発生等により、被害が生ずるおそれがあるとき。 ④(豪雪/事故)災害対策本部を廃止したが、引き続き警戒を要するとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①積雪観測点のうち2箇所以上が警戒積雪深を突破したとき。 ②火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 ③災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。 ④災害が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を行うため又は災害応急対策に備える必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ②(豪雪/事故)災害対策本部を設置したとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	朝来市本庁舎	朝来市本庁舎
業務	災害に備えるための動員、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務を行う。	災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。

※事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策計画」による本部体制に移行する。

(2) 組織、配備体制、動員

動員の方法、災害警戒本部の設置、災害対策本部の設置等については、「第2章 迅速な災害応急活動体制の確立」に示す。

## 2 現地本部

市長は、現場における拠点が必要な場合は、支所対策部又は災害発生現場に近い公共施設等に現地（豪雪／事故）災害対策本部を設置する。この場合、現地（豪雪／事故）災害対策本部の指揮は、副本部長（副市長）がとる。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地対策副本部長に委任する。

- (1) 避難準備情報の発表
- (2) 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (4) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

## 3 災害対策本部設置の通知

総括班は、災害対策本部を設置したときは、市民や職員のほかに次の機関等にもその旨を通知する。

### ■本部設置の通知先

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 市民</li><li>(2) 庁内及び出先の職員</li><li>(3) 兵庫県但馬県民局総務企画室企画防災課</li><li>(4) 朝来警察署</li><li>(5) 近隣市町</li><li>(6) 報道機関</li><li>(7) 防災端末（フェニックス防災システム）への入力</li></ol> |
|--|

## 資 料

- 3-1 防災関係機関の連絡先一覧
- 3-8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

## 第2節 配備、動員

実施担当	各班
------	----

### 第1 市の配備体制

市長は、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。市長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

#### 1 配備基準

組織	配備	配備基準			配備要員
		考え方 (主な想定事象)	気象予警報	その他	
連絡員待機	準備・警戒配備		次の注意報が1つ以上発表され、市長が必要と認めたとき。 大雪注意報 風雪注意報 なだれ注意報		<input type="checkbox"/> 防災担当
(豪雪\事故)災害警戒本部	第1号配備	市内に小規模の被害が発生するおそれがある(生じた)。	次の警報が1つ以上発表され、市長が必要と認めたとき。 大雪警報 暴風雪警報 火災気象通報 火災警報	① 積雪観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深を突破し、かつ豪雪体制への準備が必要なとき、又は平雪除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき。 ② 火災・災害等即報要領の即報基準に達したとき。 ③ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。	<input type="checkbox"/> 【本庁】市長、副市長、教育長、会計管理者、理事、各支所長、各部局長、各次長、南但消防本部職員、消防団長、消防団長補佐、地域振興課長、各支所防災担当、各対策部で指名された職員、防災安全課及び職員 <input type="checkbox"/> その他の職員は自宅待機

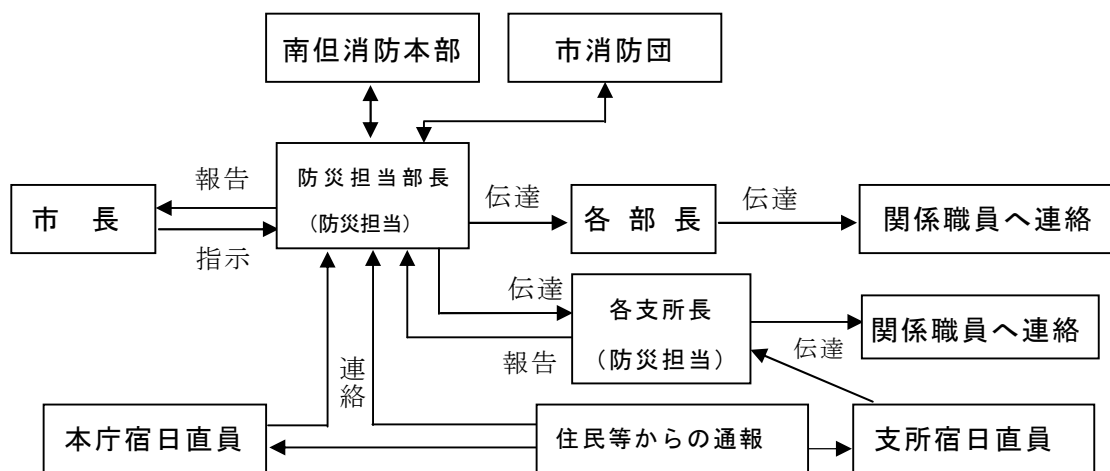
組織	配備	配備基準			配備要員
		考え方 (主な想定事象)	気象予警報	その他	
(豪雪(事故)災害対策本部)	第2号配備	市内に中規模の被害が発生するおそれがある(生じた)。	気象警報が発表され、又は発表の前提に至るような状況の場合で、市長が必要と認めたとき。	① 積雪観測点のうち2箇所以上が警戒積雪深を突破したとき。 ② 火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 ③ その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めたとき。	<input type="checkbox"/> 第1号配備要員 <input type="checkbox"/> 各部課副主幹以上の職員、消防団(支団長、副団長) <input type="checkbox"/> その他の職員は自宅待機
	第3号配備	市内に大規模な被害が発生するおそれがある(生じた)。		その他異常な自然現象又は大規模な人為的原因による災害が発生するおそれがあるとき、又は甚大な被害が予想されると市長が認めたとき。	<input type="checkbox"/> 全職員

## 2 職員の動員

### (1) 参集指示

防災担当部長は、市長の命により各配備該当基準に基づき各配備要員への参集指示を行う。勤務時間内においては、庁内放送及び電話により、勤務時間外においては、災害時における緊急連絡網により連絡を行う。

#### ■勤務時間外における指示連絡系統



※各配備要員は、参集指示のおそれがある場合には、参集の準備をして自宅で待機する。

(2) 参集方法

各対策部指定要員を除く第2号及び第3号配備要員は、各対策部の朝来市災害時初動配備連絡網により参集し、各統括者の指揮下に入る。

本人や家族が被災し参集できない場合は、班長等へその旨を連絡する。

また、災害の状況により、所定の場所（朝来市災害時初動配備場所）へ参集できない場合は、住所地の最寄りの支所へ参集する。

なお、消防団員として出動命令が出されたときは、原則として消防業務を優先とする。ただし、各対策部長の指示により市の応急対策業務に従事させる場合もある。

(3) 参集報告

参集した職員は、参集記録、見聞情報等を報告する。

各班、各対策部でとりまとめ、防災担当部長へ報告する。

## 資料

### 3-8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

## 第3節 情報の収集・伝達及び報告

### 第1 情報収集・伝達手段の確保

実施担当	各班
------	----

(→「第2章 第2節 第1 情報収集・伝達手段の確保」の項を参照)

### 第2 気象情報等の収集伝達

#### 1 大雪警報等

総括班及び防災関係機関は、雪害対策に係る気象情報を防災情報システム等で監視し、既に相当な積雪があり、今後の降雪により家屋倒壊や雪崩による被害が予想されるとき又は警報が発令されたときは、必要に応じ、防災行政無線、CATV、ファックス等により、住民等に伝達する。

種類	地域	大雪警報等の基準値	
		注意報	警報
大雪	兵庫北部	30cm以上(24時間降雪の深さ)	60cm以上(24時間降雪の深さ)
暴風雪		—	陸上 20m/s以上(雪を伴う)
なだれ		次のいずれかに該当するとき。 ①積雪の深さ70cm以上あり、降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり、最高気温が7℃以上、又は24時間雨量10mm以上	—

#### 2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受け、次の基準(市火災予防規則第3条)に該当する場合、火災警報を発令する(消防法第22条)。

南但消防本部は、防災行政無線等で、火災警報の発令と火の使用の制限等について住民等に伝達する。

<p>(1) 実効湿度70パーセント以下、最小湿度40パーセント以下に低下し、かつ、最大風速が10メートルを超える見込みのあるとき。</p> <p>(2) 平均風速が10メートル以上を超え、かつ、1時間以上連続して吹く見込みがあるとき。ただし、降雨、降雪の場合は除く。</p>
--



### 第3 災害報告

#### 1 実施担当

総括班は、初期情報・被害調査情報を取りまとめ、整理した内容を県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する。

#### 2 報告基準

総括班は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

##### (1) 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害
- ④ 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町で大きな被害を生じている災害

##### (2) 雪害

- ① 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ② 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

##### (3) 社会的影響基準

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

##### (4) その他

災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

#### ■火災即報<南但消防本部>

		即報基準		直接即報基準
一般基準		○死者3人以上生じたもの ○死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの		
個別基準	火災	建物火災	○特定防火対象物で死者が発生した火災 ○高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等避難した火災 ○国指定重要文化財又は特定違反建築物の火災 ○建物焼損面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ○損害額1億円以上と推定される火災	
		林野火災	○焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ○空中消火を要請したもの ○住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの	
		交通機関の火災	航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの ○航空機火災 ○トンネル内車両火災 ○列車火災	●
		その他	以上のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 消防上特に参考となるもの (例示) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災	

即報基準		直接即報基準
危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したものの</li> <li>○負傷者が5人以上発生したもの</li> <li>○周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺に被害を及ぼしたもの</li> <li>○500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故</li> <li>○河川への危険物等流出事故</li> <li>○高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したものの</li> <li>○負傷者が5人以上発生したもの</li> <li>○危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で 500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの</li> <li>○危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの</li> <li>・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等</li> </ul> </li> <li>○市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</li> <li>○市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</li> </ul>	●
原子力災害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</li> <li>○放射性同位元素等取り扱い事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</li> </ul>	●
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの	
社会的影響基準	上記に該当しない火災・事故であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

■救急・救助事故即報<南但消防本部>

即報基準		直接即報基準
個別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死者5人以上の救急事故</li> <li>○死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故</li> <li>○要救助者が5人以上の救助事故</li> <li>○覚知から救助完了までの所用時間が5時間以上を要した救助事故</li> <li>○その他報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（例示）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・列車、航空機等に関わる救急・救助事故</li> <li>・バスの転落による救急・救助事故</li> <li>・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</li> </ul> </li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>死者及び負傷者の合計が15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの</li> <li>○列車、航空機等の衝突、転覆等による救急・救助事故</li> <li>○バスの転落等による救急・救助事故</li> <li>○ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</li> <li>○映画館、駅構内等不特定多数の者が集まる場所での救急・救助事故</li> <li>○その報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いもの</li> </ul>	●

■災害即報（雪害）＜総括班＞

即報基準		直接即報基準
一般基準	○災害救助法の適用基準に合致するもの ○県又は市が災害対策本部を設置したもの ○災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微でも、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
個別基準	雪害 ○雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの	
社会的影響基準	上記に該当しない災害であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	

3 報告系統

災害報告は、原則覚知後30分以内に、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ行うものとする。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合も県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

4 災害情報の伝達手段

- (1) 災害の発生を覚知したときは、防災端末（フェニックス防災システム）に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

5 報告内容

(1) 緊急報告

① 庁舎緊急報告

総括班は、災害対策本部を設置した災害又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から、特に報告の必要があると認められる程度の災害が発生した場合、速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ庁舎緊急報告を行う。報告は、原則として防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で通報する。

なお、報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。

② 火災、死傷者発生に関する緊急報告

南但消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、通報が殺到した場合、直ちに消防庁及び県災害対策本部（但馬県民局経由）へそれぞれ報告する。

なお、報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。

(2) 災害概況即報

総括班は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県災害対策本部（但馬県民局経由）に報告する。災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、災害概況即報として把握できた範囲から、逐次報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する。

なお、報告内容は、災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

(3) 被害状況即報

総括班は、被害状況に関する情報を収集し、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ被害状況即報として報告する。報告は、原則として防災端末で行うが、それによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

(4) 災害確定報告

総括班は、災害応急対策が概ね完了した時点で、県災害対策本部（但馬県民局経由）へ文書（状況写真を含む）で災害確定報告を行う。

(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

## 第4 情報共有

実施担当	各班
------	----

市及び防災関係機関は、相互の情報共有に努める。

### 1 庁内の情報共有

支所対策部は、支所管内の被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめ、総括班に報告する。総括班は、市全体の状況を取りまとめ、支所対策部へファックス等によ

り伝達する。

## 2 防災関係機関との情報共有

総括班及び防災関係機関は、被害状況や応急対策実施状況等の情報を相互に交換し情報共有に努める。なお、防災関係機関は、必要に応じて市対策本部へ連絡員を派遣する。

市の窓口	関係機関
総括班	県（但馬県民局）、朝来警察署、西日本旅客鉄道(株)、全但バス(株)、関西電力(株)、西日本電信電話(株)、報道機関、南但消防本部

## 第5 被害情報の収集・調査

実施担当	各班
------	----

### 1 発見者の通報

事故・災害を発見した者は、直ちに市、南但消防本部又は朝来警察署に通報する。通報を受けた朝来警察署は、直ちに市及び上部機関に通報する。

### 2 初期情報の収集・報告

事故・災害の通報を受けたときは、各班、消防団、自主防災組織等は現場に向かい情報収集に努める。事故・災害の発生を確認した場合は、直ちに現地災害対策本部又は支所災害対策部へ報告し、報告を受けた現地災害対策本部又は支所災害対策部は直ちに災害対策本部へ報告する。

また、事故・災害発生後の初期段階においては、被害の全体像を大まかにつかむことに留意し、主に次表に示す情報を収集報告する。

項目	収集内容	担当班
被害情報全般	現地調査	各班
	区（自主防災組織）からの情報	総務・企画班、総務・生活班
	住民からの情報	総務・企画班、総務・生活班
	避難者情報	生活・福祉班、総務・生活班
	119番通報状況	総括班
	110番通報状況	総括班
	参集途上情報	全職員
ライフライン被害情報	上水道	上水道課班
	下水道	下水道課班
	電話、電力	総務・企画班、総務・生活班
負傷者情報	医療機関、朝来市医師会	生活・福祉班、総務・生活班

項目	収集内容	担当班
その他	所管施設・設備の被害情報	各班
	応急対策の実施状況	各班

### 3 初期情報の整理・分析・対応

- (1) 総括班は、各班から報告された情報に基づき、管内図上に被害状況等を取りまとめ、必要に応じて本部員会議に報告する。
- (2) 収集した情報及び決定した対策等は、総括班が速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する（災害概況即報）。
- (3) 本部長は、得られた情報に基づき、本部員会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。なお、本部員会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。
- (4) 本部長は、得られた情報に基づき、応援の必要性を認めた場合は、県、他市町、自衛隊等への応援要請を行う。
- (5) 上記(3)、(4)について緊急を要すると認められる場合は、各班において実施し、事後速やかに本部長へ報告する。

### 4 被害調査

各班は、事態がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害状況等の調査を行う。各班は、被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努め、調査した結果をまとめ、災害対策本部事務局に提出する。各班及び調査対象は、次のとおりである。

#### ■部門別調査の担当及び対象

項目	調査内容	調査担当班
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務・企画班、総務・生活班
	負傷者の状況	総務・企画班、総務・生活班
住家被害	全壊、半壊、一部損壊の状況	総務・企画班、総務・生活班
	床上・床下浸水の状況	総務・企画班、総務・生活班
非住家被害	公共建物	各班
	その他	総務・企画班、総務・生活班
その他	田畑	産業・都市班、産業・土木班
	文教施設	教育委員会班
	病院、福祉施設	生活・福祉班、総務・生活班
	道路、橋梁、河川	産業・都市班、産業・土木班
	砂防、がけ崩れ、土石流、林地崩壊	産業・都市班、産業・土木班
	清掃施設	生活・福祉班、総務・生活班
	鉄道不通	産業・都市班、産業・土木班
	水道・下水道	上水道課班、下水道課班
電話・電気	総務・企画班、総務・生活班	

項目	調査内容	調査担当班
	危険物施設	南但消防本部
	ブロック塀等	生活・福祉班、総務・生活班
り災者	り災世帯、り災者数	生活・福祉班、総務・生活班
火災	火災の状況	南但消防本部
被害額	公立文教施設	教育委員会班
	農林水産業施設	産業・都市班、産業・土木班
	公共土木施設	産業・都市班、産業・土木班
	その他の公共施設	各班
	農林畜水産被害	産業・都市班、産業・土木班
	商工被害	産業・都市班、産業・土木班

※大規模な災害が発生した場合は、地区単位で調査班を編成して調査を行う。

## 5 被害調査情報の整理・分析・対応

- (1) 総括班は、各班から報告された情報をとりまとめ、必要に応じて本部員会議に報告する。
- (2) 総括は、とりまとめた被害状況を速やかに県災害対策本部（但馬県民局経由）へ報告する（被害状況即報）。
- (3) 本部長は、得られた情報に基づき、本部員会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策、実施方針及びそのために必要な体制を決定する。なお、本部員会議の開催が困難な場合は、本部長が決定する。
- (4) 本部長は、得られた情報に基づき、被害が災害救助法の適用基準に該当し又は該当する見込みがあると判断される場合は、知事に災害救助法の適用を要請する。

## 第4節 防災関係機関等との連携

---

実施担当	総括班
------	-----

### 第1 専門家・専門機関等への協力要請

---

総括班は、大規模事故災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

#### 1 要請事項

- (1) 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- (2) 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- (3) 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- (4) 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- (5) 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- (6) 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- (7) 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- (8) 代替交通対策
- (9) 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

#### 2 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、市が県と協議の上、負担する。

### 第2 自衛隊への派遣要請

---

（→「第2章 第3節 第1 自衛隊への派遣要請」の項を参照）

### 第3 関係機関との連携

---

実施担当	総括班
------	-----

（→「第2章 第3節 第2 関係機関との連携」の項を参照）

## 第5節 災害救助法の適用

---

実施担当	総括班（総括）、各班（実施）
------	----------------

（→「第2章 第4節 災害救助法の適用」の項を参照）



## 第6節 消火活動

実施機関	(南但消防本部)
------	----------

### 第1 市及び南但消防本部の対応

大規模事故発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

#### 1 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- (1) 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- (2) 危険物施設に対する防御
- (3) 避難経路の火災防御
- (4) 救助・救急
- (5) 情報活動
- (6) 広報

#### 2 消防計画に定める基本的事項

大規模事故に備えるため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- (1) 南但消防本部における所掌事務に関する事項
- (2) 南但消防本部と消防団の業務分担に関する事項
- (3) 職員の動員と編成・配置
- (4) 通信網の確保に関する措置
- (5) 情報収集等に関する体制
- (6) 総括班との連絡等に関する事項
- (7) 朝来警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- (8) 重点防御に関する方針
  - ① 市街地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
  - ② 避難経路の防御に対する措置
  - ③ 救助・救急に関する措置
- (9) 広報に関する措置

#### 3 応援要請等

必要に応じて知事の応援指示権の発動並びに他府県への応援要請を依頼する。

## 第7節 救助・救急・医療対策

---

### 第1 人命救出活動の実施

---

実施担当	総括班、生活・福祉班、総務・生活班、(南但消防本部)
------	----------------------------

(→「第3章 第2節 第1 人命救出活動の実施」の項を参照)

### 第2 救急医療の提供

---

実施担当	総括班、(南但消防本部)
------	--------------

(→「第3章 第2節 第2 救急医療の提供」の項を参照)

### 第3 医療対策の実施

---

実施担当	生活・福祉班、総務・生活班、(南但消防本部)
------	------------------------

(→「第3章 第2節 第3 医療・助産対策の実施」の項を参照)

#### 1 多発外傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

- ① 南但消防本部は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、朝来市医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告知病院、災害対応病院(二次救急医療機関)、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。
- ② 南但消防本部、災害拠点病院、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるかと判断した時点で、その状況を県(地域医療情報センター又は県(医務課))に連絡する。
- ③ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動要請をする。

(2) 二次搬送等

医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに南但消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

医療機関、南但消防本部は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院と連携をとり、二次搬送先を決定する。

## 2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

### (1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

- ① 南但消防本部は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県へヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。
- ② 南但消防本部、災害拠点病院その他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。
- ③ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県にヘリコプターの出動待機を要請する。

### (2) 二次搬送等

- ① 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに南但消防本部へ二次搬送の要請をする。
- ② 南但消防本部及び県は連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

## 3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

### (1) 原因物質の特定

- ① 南但消防本部、朝来警察署等は、中毒患者又はそのおそれのある者を発見した場合において原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センター（072-726-9923：24時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。
- ② 南但消防本部、朝来警察署、医療機関、県健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。
- ③ 関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互へ情報提供する。

### (2) 二次搬送等

- ① 南但消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受け入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。
- ② 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、生活・福祉班、総務・生活班に解毒剤の確保を依頼する。
- ③ 生活・福祉班、総務・生活班は、解毒剤の確保ができないときは、県（薬務課）に要請する。
- ④ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに南但消防本部に対し、二次搬送の要請をする。
- ⑤ 南但消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

#### 4 間接的な被害者へのフォロー

医療機関は、被災者の家族等間接的な被害者への対応について、負傷者等への対応状況を勘案しながら、受入窓口や家族等の待合所を設け、被災者の健康状況を案内するなど、可能な範囲で体制を整える。

#### 資 料

5-2 救護所の設置予定場所一覧

### 第8節 交通・輸送対策の実施

---

(→「第3章 第3節 交通・輸送対策の実施」の項を参照)

## 第9節 避難対策

実施担当	総括班、CATV班
------	-----------

### 第1 避難の勧告・指示

#### 1 避難の勧告・指示等の発令

(1) 避難の勧告・指示の発令権限と要件

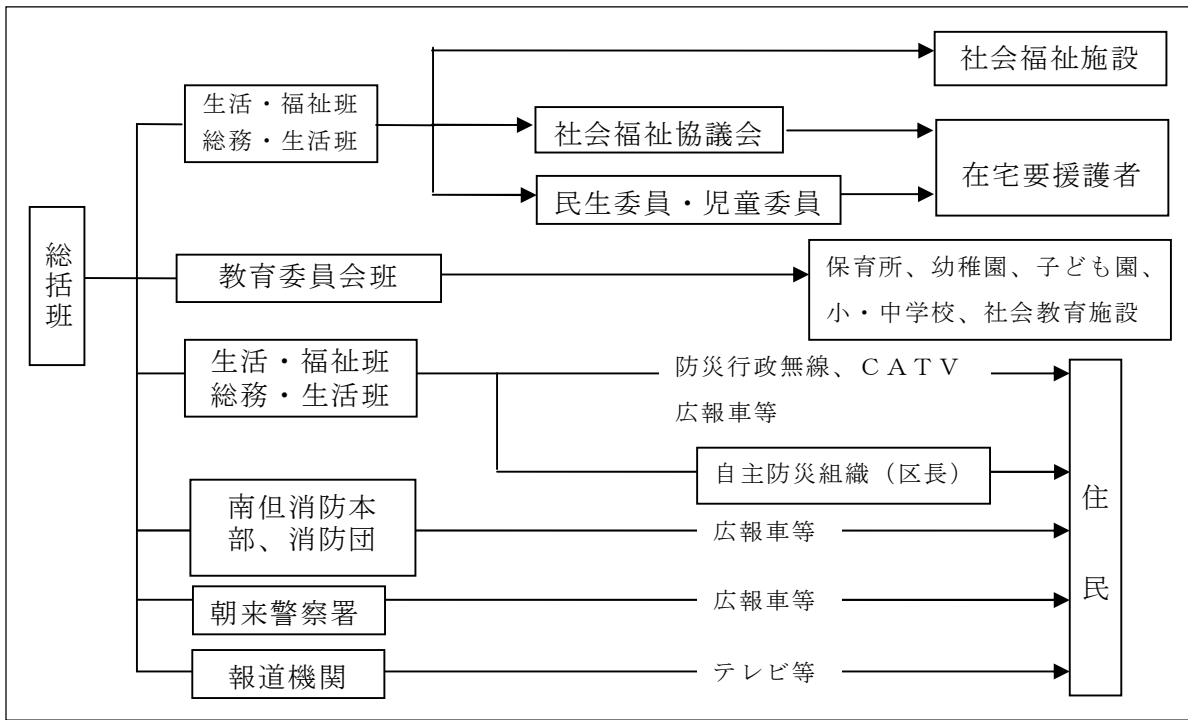
発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条
警察官	市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

(2) 避難の勧告・指示等の伝達

避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。総括務班は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告するとともに、関係機関へ通報する。

■ 避難勧告・指示等の伝達経路



■ 避難時の伝達事項例

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ○ 避難の理由       | ○ 避難勧告・指示の対象区域 |
| ○ 避難先         | ○ 避難経路         |
| ○ 避難時の服装、携行品等 | ○ 避難行動における注意事項 |

2 区、自主防災組織及び住民等の協力

区及び自主防災組織は、市及び朝来警察署に協力し、住民の避難を誘導する。

なお、市からの避難勧告等がない場合であっても周りの状況から危険が迫っていると判断される時は、住民の自主避難を促す。

特に、災害時要援護者については、あらかじめ名簿等により所在を把握し、早急な対応がとれるよう努める。

住民等についても、区及び自主防災組織の活動に協力する。

3 避難の解除

本部長は、災害による危険がなくなると判断される時には、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

## 第2 警戒区域の設定

---

### 1 本部長の措置（災害対策基本法第63条第1項）

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、危険が切迫して、本部長が警戒区域を設定する時間的余裕がないときは、現地災害対策本部においては副本部長が、支所対策部においては支所対策部統括者が設定を行い、直ちに本部長に報告する。

### 2 警察官の措置（災害対策基本法第63条第2項）

警察官は、市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

### 3 消防長又は消防署長の措置（消防法第23条の2）

消防長又は消防署長は、ガス、火薬、危険物の漏洩、飛散、流出等の現場において、火災警戒区域を設定することができる。

### 4 消防吏員又は消防団員の措置（消防法第28条及び第36条）

消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定することができる。

また、消防法第36条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。

### 5 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の措置（水防法第21条）

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上必要がある場所において警戒区域を設定することができる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長・水防団員・消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
朝来警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
警察官	次の場合、上記に記載する市長の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条



### 第3 避難誘導

---

実施担当	総括班、生活・福祉班、総務・生活班
------	-------------------

(→「第3章 第4節 第3 避難誘導」の項を参照)

### 第4 避難所開設

---

実施担当	総括班、生活・福祉班、総務・生活班
------	-------------------

(→「第3章 第4節 第4 避難所開設」の項を参照)

### 第5 避難所の運営

---

実施担当	総括班、生活・福祉班、総務・生活班
------	-------------------

(→「第3章 第4節 第5 避難所の運営」の項を参照)

### 第6 帰宅困難者への対策

---

実施担当	生活・福祉班、総務・生活班
------	---------------

(→「第3章 第4節 第6 帰宅困難者への対策」の項を参照)

## 第10節 こころのケア対策

---

実施担当	生活・福祉班、総務・生活班
------	---------------

### 第1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

---

生活・福祉班、総務・生活班は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

### 第2 こころのケアに関する拠点の設置

---

生活・福祉班、総務・生活班は、被災の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、県と連携して被災精神障がい者の地域での生活を支援するため、精神保健活動の拠点を設置する。

### 第3 児童、生徒のこころのケア

---

(→「第3章 第18節 第4 応急復旧対策」の項を参照)

## 第11節 遺体の埋葬等

---

実施担当	総括班、生活・福祉班、総務・生活班
------	-------------------

(→「第3章 第7節 第5 遺体の収容・処置の実施」の項を参照)

## 第12節 災害時要援護者支援対策

---

実施担当	生活・福祉班、総務・生活班
------	---------------

(→「第3章 第10節 災害時要援護者支援対策の実施」の項を参照)

## 第13節 災害情報等の提供と相談活動

---

実施担当	総括班、総務・企画班、総務・生活班、CATV班
------	-------------------------

(→「第3章 第12節 災害情報等の提供と相談活動の実施」の項を参照)

## 第14節 社会秩序の維持

---

実施担当	生活・福祉班、総務・生活班
------	---------------

### 第1 市の措置

---

生活・福祉班、総務・生活班は、次の措置を講じる。

#### 1 治安の確保

朝来警察署と協議し、事故災害等の発生場所及びその周辺における治安を確保する。

#### 2 流言飛語の防止

正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

#### 3 悪質商法等の防止

混乱に便乗した不当販売等を防止するため、商品及び役務の適正な取引に係る広報を行うとともに、消費生活相談を強化する。

### 第2 朝来警察署の措置

---

朝来警察署は、避難のための立退きの勧告又は指示等が行なわれた地域及びその周辺において、パトロール活動を強化する等により、盗難等各種犯罪の未然防止に努める。

## 第5章 個別対策

### 第1節 雪害応急対策

実施担当	総括班、産業・都市班、産業・土木班
------	-------------------

#### 第1 情報収集

産業・都市班、産業・土木班は、朝来警察署、道路管理者と協力して、毎日の降雪量、積雪深、交通状況、出動機械台数等を、総括班に報告する。

#### 第2 除雪対策

##### 1 除雪計画

産業・都市班、産業・土木班は、平雪時における道路除雪計画では、対応できない場合、土木事務所と協力して、除雪計画（対象路線、実施体制、方法等）を決定する。

##### 2 除雪体制の確保

産業・都市班、産業・土木班は、次の体制を確保する。

(1) 積雪観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深を突破したとき。

情報連絡の強化、除雪機械の調達、除雪作業の強化等を行う。また、必要に応じ排雪作業を行う。

(2) 積雪観測点のうち2箇所以上が警戒積雪深を突破したとき。

民間の重機を確保し、除雪作業、排雪作業を強化する。

民間からの調達は、所在地、作業能力、除雪場所を考慮して決定する。

#### 第3 雪害防止対策

総括班、産業・都市班、産業・土木班は、雪崩、屋根の雪下ろし等による事故防止のため、広報を行う。

#### 第4 区、自主防災組織の協力

除雪作業が円滑に行われるよう、除雪に影響する路上駐車、放置物件等に対し所有者に撤去するよう呼びかける。特に、沿道の家屋等の屋根の雪下ろしによる積雪が、除雪計画に影響するおそれがある場合は、産業・都市班、産業・土木班に連絡する。

また、事故防止の広報に努め、要援護者をはじめとする住民から支援の要請があったときは対応を行う。

## 第5 雪崩対策

---

産業・都市班、産業・土木班は、県と協力して次の雪崩対策を行う。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) き裂や崩壊箇所における応急措置
- (3) 住民への危険箇所、警戒避難の周知

## 第6 孤立化対策

---

総括班は、区、自主防災組織と協力して、積雪により交通途絶が予想される地区住民について、非常食料、医薬品、燃料等の確保、住宅の補強を呼びかける。

### 資料

- 2-10 雪崩危険箇所一覧
- 3-8 積雪観測所及び警戒積雪深一覧

## 第2節 大規模火災・危険物事故災害応急対策

### 第1 大規模火災応急対策

実施担当	総括班、(南但消防本部)
------	--------------

#### 1 消火体制

市及び南但消防本部は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

#### 2 相互応援協定の運用

南但消防本部は、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、隣接及び県下広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

#### 3 他機関との連携

市は、南但消防本部及び朝来警察署と相互に協力する。

#### 4 救急搬送業務

大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等に当たり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等よりの応援を求める。

#### 5 住民、自主防災組織等との連携

##### (1) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

##### (2) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力する。

### 第2 林野火災応急対策

実施担当	総括班、産業・都市班、産業・土木班、(南但消防本部)
------	----------------------------

#### 1 消防体制

市及び南但消防本部は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最

重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、近隣市町、朝来警察署等関係機関に通報する。

## 2 広報活動

市、南但消防本部及び朝来警察署は、火災発生地区の住民、入山者（登山、観光客、営林活動作業員等）等に対して、防災行政無線、CATV、広報車等により火災発生状況、注意事項、避難指示等を周知する。自主防災組織、森林組合等は、これに協力をする。

## 3 相互応援協定の運用

南但消防本部は、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、隣接及び県下広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

## 4 他機関との連携

市は、南但消防本部及び朝来警察署と相互に協力する。

## 5 消防活動

市及び南但消防本部は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたりるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火が困難なときは、県へ通報し、空中消火体制を要請する。

（空中消火体制の主な準備事項）

- (1) 陸空通信隊の編成
- (2) 林野火災用防災地図の作成
- (3) 空中消火補給基地の設定
- (4) ヘリポート等の設定
- (5) 空中消火用資機材等の点検・搬入

## 6 避難、救出等

市及び南但消防本部は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

朝来警察署は、応急活動に必要な交通規制を行う。

### 第3 危険物事故応急対策

実施担当	総括班、上水道課班、(南但消防本部)
------	--------------------

#### 1 事故責任者

危険物事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに製造等を停止し、次の措置をとる。

##### (1) 通報

直ちに南但消防本部、朝来警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

##### (2) 施設の応急措置

危険物の漏洩、混食発火、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

- ① タンクの破損、危険物の漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。
- ② タンクの破損がある場合は応急補修を行う。
- ③ 危険物が漏洩した場合又はそのおそれがある場合は、危険物の除去、土のう積み、オイルフェンス等の設置を行う。
- ④ 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火、延焼防御を行う。

##### (3) 従業員等の安全確保

従業員、付近の住民、企業等への通報、施設内への立ち入り禁止、避難誘導を行う。

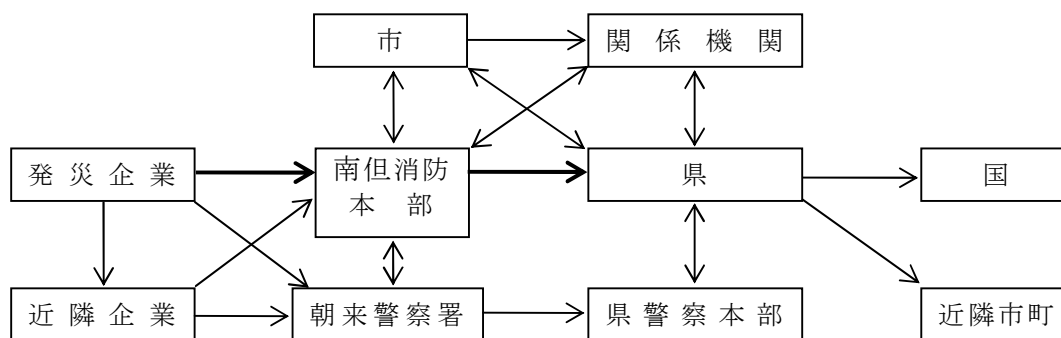
##### (4) 救済

被災者への救済を行う。

#### 2 関係機関

##### (1) 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。



##### (2) 水質汚染対策

河川に危険物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、総括班に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。



上水道課班は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

(3) 災害原因の究明

南但消防本部、朝来警察署は災害の発生原因を究明する。高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

## 第4 高圧ガス事故応急対策

実施担当	総括班、(南但消防本部)
------	--------------

### 1 事故責任者

高圧ガス事故発生(のおそれがある)施設の責任者(以下「責任者」という。)は、直ちに運転、製造等を停止し、次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに南但消防本部、朝来警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

(2) 施設の応急措置

ガスの漏洩、拡散、爆発等を防止するため、次の措置を行う。

- ① 貯蔵所等の破損、ガスの漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。
- ② ガスの漏洩のおそれがあるときは、配管の緊急遮断等を行う。
- ③ 施設が危険な状態のときは、ガスの安全な場所への移動、放出等を行う。
- ④ ガスが漏洩又は発火した場合は、ガス濃度の測定、散水冷却又は自衛消防隊等による初期消火等を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近住民等に、施設内への立ち入り禁止、火気の取り扱い禁止を通報する。また、ガスの種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

### 2 関係機関

南但消防本部、県、朝来警察署は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。

## 第5 毒物・劇物事故応急対策

実施担当	総括班、上水道課班、(南但消防本部)
------	--------------------

### 1 事故責任者

毒物・劇物等の事故発生(のおそれがある)施設の責任者(以下「責任者」という。)は、直ちに次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに南但消防本部、朝来警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

(2) 施設の応急措置

毒物・劇物等の漏洩、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

- ① 貯蔵設備の破損、毒物・劇物の漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。
- ② 貯蔵設備の破損がある場合は応急補修を行う。
- ③ 毒物・劇物が漏洩した場合又はそのおそれがある場合は、毒物・劇物の除去、除毒、流出防止措置を行う。
- ④ 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近の住民、企業等への通報、避難誘導を行う。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

## 2 関係機関

(1) 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。

(2) 水質汚染対策

河川に毒物・劇物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、総括班に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

上水道課班は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

## 第6 突発重大事案応急対策

実施担当	総括班、上水道課班、(南但消防本部)
------	--------------------

### 1 サリン等の発散

(1) 消防吏員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させる。サリン等を含む物品等の回収は、装備した近隣及び県下広域消防援助隊が実施する。

(2) 住民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。

(3) 総括班、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく

自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。

## 2 突発重大事案

総括班及び南但消防本部は、朝来警察署の行う初動措置に協力を行う。

※朝来警察署は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行う。

- (1) 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- (2) 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- (3) 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- (4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- (5) 遺体の収容及び検視
- (6) 被災（害）状況の調査
- (7) 広報活動
- (8) その他必要な措置

## 資 料

- 2-11 危険物施設数一覧
- 2-12 高圧ガス製造事業所数等一覧

### 第3節 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策

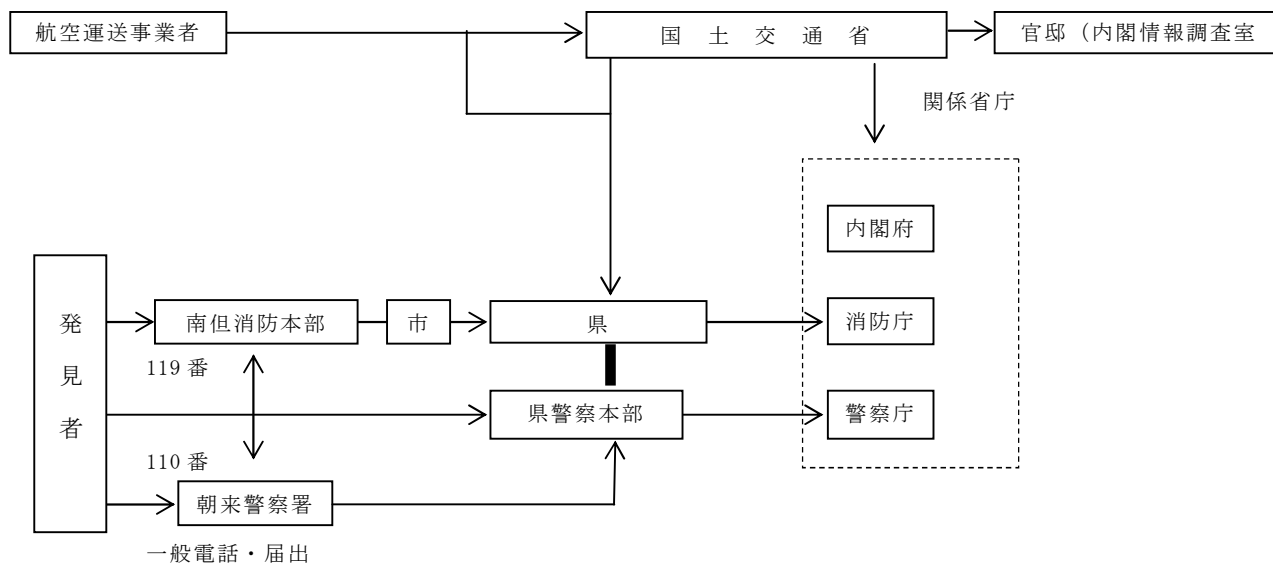
実施担当	総括班、(南但消防本部)
------	--------------

#### 第1 情報の収集・伝達

##### 1 航空災害の第一報の情報伝達

###### (1) 市域内における航空機の墜落等

市域内において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市町、南但消防本部）は相互に情報を交換する。

###### 2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

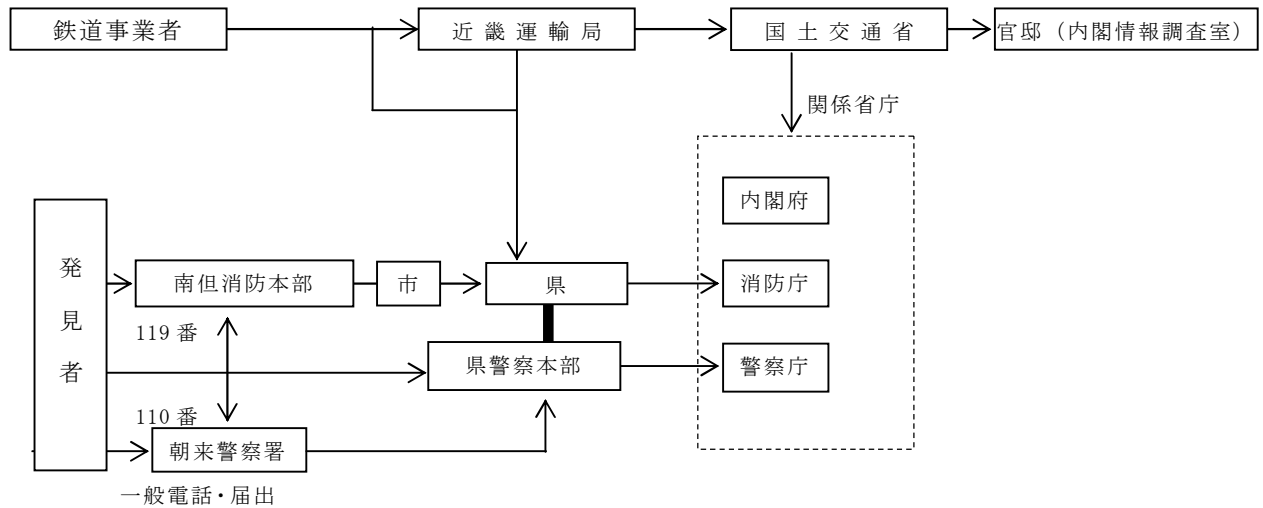
- 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
- 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
- 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
- 警察庁：警備局警備課
- 防衛省：運用局運用課
- 消防庁：救急救助課
- 兵庫県：但馬県民局総務企画室企画防災課（勤務時間内の場合）  
企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
- 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
- 市：市長公室防災安全課
- 南但消防本部：朝来消防署

## 2 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の漏えい等の場合は、応急対策計画編「第5章 第2節 第3 危険物事故応急対策」による。



注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市、南但消防本部）は相互に情報を交換する。

2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：総合政策局技術安全課、鉄道局技術企画課安全対策室

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

防衛省：運用局運用課

消防庁：救急救助課

近畿運輸局：企画部安全防災・環境課

鉄道部運転保安課

兵庫県：但馬県民局総務企画室企画防災課（勤務時間内の場合）

企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

市：市長公室防災安全課

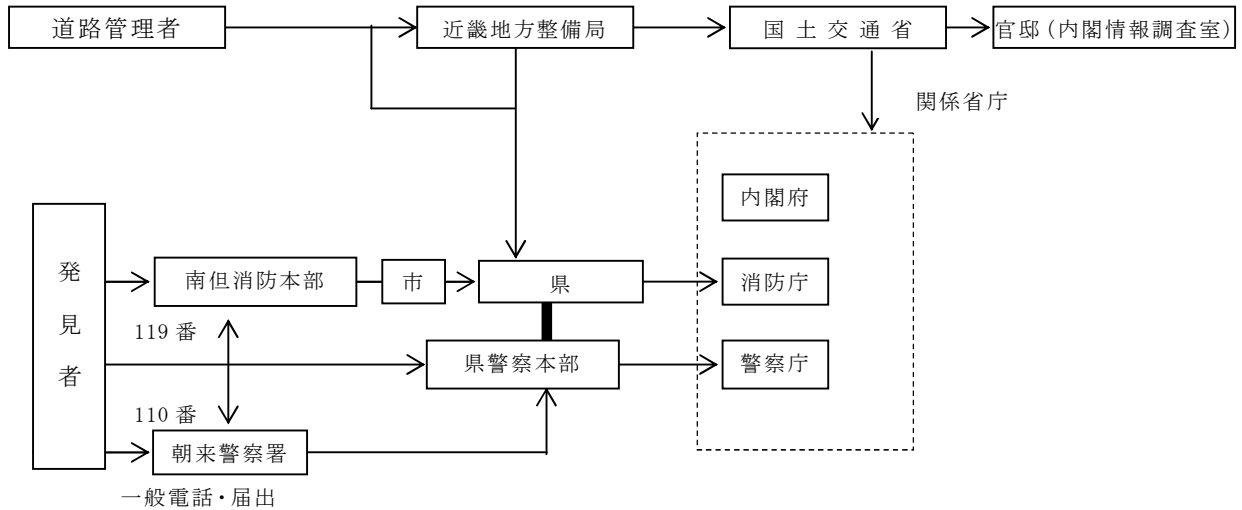
南但消防本部：朝来消防署

## 3 道路災害等の第一報の情報伝達

(1) 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の流出等の場合は、応急対策計画編「第5章 第2節 第3 危険物事故応急対策」に掲載の系統図による。



注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市、南但消防本部）は相互に情報を交換する

2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：道路局国道課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

防衛省：運用局運用課

消防庁：救急救助課

近畿地方整備局：道路部

兵庫県：但馬県民局総務企画室企画防災課（勤務時間内の場合）

企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）

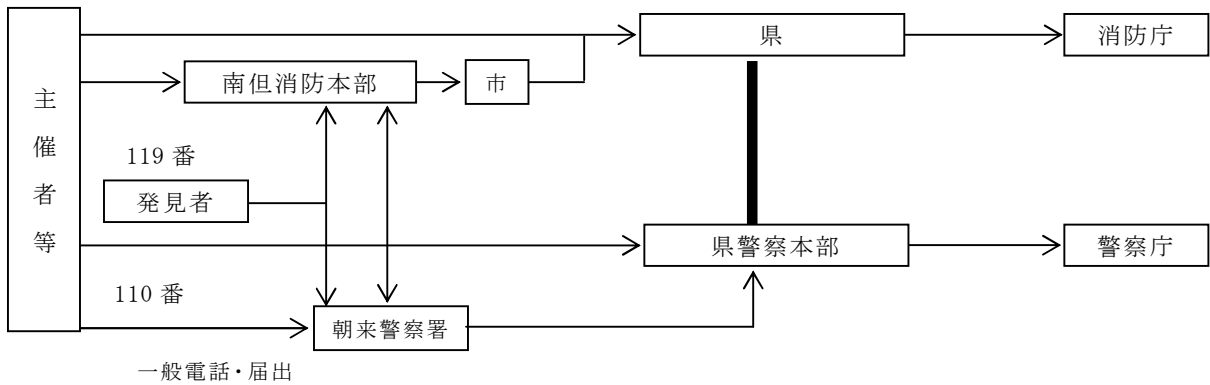
兵庫県警察本部：警備部災害対策課

市：市長公室防災安全課

南但消防本部：朝来消防署

(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関（南但消防本部、朝来警察署、県等）への通報等、的確な対応をとる。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市、南但消防本部）は相互に情報を交換する。

2 連絡先（電話、ファクシミリ番号は資料編に示す）

警察庁：警備局警備課

消防庁：救急救助課  
 兵庫県：但馬県民局総務企画室企画防災課（勤務時間内の場合）  
 企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）  
 兵庫県警察本部：地域部地域課、警備部災害対策課  
 市：市長公室防災安全課  
 南但消防本部：朝来消防署

## 第2 救助・救急活動

実施担当	総括班、(南但消防本部)
------	--------------

### 1 事業者等

#### (1) 航空災害

航空運送事業者は、市域内における発災に関し、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助活動を行う。

#### (2) 鉄道災害

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救出活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### (3) 道路災害

道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、市の要請を受け、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力する。

### 2 南但消防本部

(1) 南但消防本部は、救出チームを編成するとともに、保有資機材及び調達資機材を確保し、負傷者等の救出を実施する。

(2) 南但消防本部は、救出活動が困難な場合、県下広域消防応援並びに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

### 3 自衛隊

知事の要請等により救出活動を実施する。(→「第2章 第3節 第1 自衛隊への派遣要請」の項を参照)

### 4 その他

救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努める。

市は、朝来市建設業協会との「災害時の応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行う。

## 第3 消防・避難活動

実施担当	総括班、(南但消防本部)
------	--------------

## 1 事業者等

### (1) 航空災害

航空運送事業者は、市域内における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携・協力して迅速に消火活動を行う。航空機の消火にあたっては、積載された緊急用酸素の爆発等の可能性に十分留意するとともに、航空燃料の燃焼（油火災）に対し、的確な消火活動を行う。

航空運送事業者は、必要に応じ、県、市に対して応援を要請する。

### (2) 鉄道災害

鉄道事業者は、事故発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

### (3) 道路災害

道路管理者は、南但消防本部の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

## 2 南但消防本部

(1) 速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を行う。

(2) 化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に行うこととする。特に航空災害の場合にあつては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。

(3) 朝来警察署と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

## 3 避難

機長、鉄道の運転に従事する者等は、航空機、列車又は自動車に火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに乗客、乗員等を避難させる。

総括班及び南但消防本部は、列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、朝来警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

## 第4 代替輸送

実施担当	総括班、産業・都市班、産業・土木班
------	-------------------

### 1 鉄道事故災害時

当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。

なお、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（近畿運輸局、朝来警察署、道路管理者等）と速やかに協議する。



また、鉄道事業者、バス事業者、その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点を踏まえた代替輸送に留意する。

## 2 道路事故災害時

総括班、道路管理者、朝来警察署、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。

既存バス路線の変更等にあたっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、要援護者対策に留意する。

## 第5 雑踏事故対策

実施担当	総括班、(南但消防本部)
------	--------------

### 1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、朝来警察署、総括班、南但消防本部、医師会等は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

### 2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行う。
- (2) 市及び南但消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

### 3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を行う。

- (1) 行事等の主催者等
 

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に南但消防本部、朝来警察署、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。
- (2) 南但消防本部
  - ① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。
  - ② 必要に応じ近隣及び県下広域消防応援隊の応援要請を行う。
  - ③ 多数の負傷者が発生した場合、災害拠点病院と連携をとり、医療上の助言を得る他、医師会へ情報提供し、協力を依頼するなど、必要に応じて医療機関と連

携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

(3) 医療機関等

- ① 行事等の主催者等及び南但消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。
- ② 医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

(4) 朝来警察署

- ① 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払う。
- ② 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。
- ③ 効果的な広報活動により人心の安定を図る。

## 第6 危険物等の対策

実施担当	総括班、(南但消防本部)
------	--------------

### 1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をする。

### 2 責任者等

危険物等搬送中の事故発生（のおそれがある）事業所の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに次の措置をとる。

(1) 連絡通報

責任者及び事故発見者は、次の措置をとる。

- ① 発災時に直ちに南但消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。
- ② 被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行う。ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

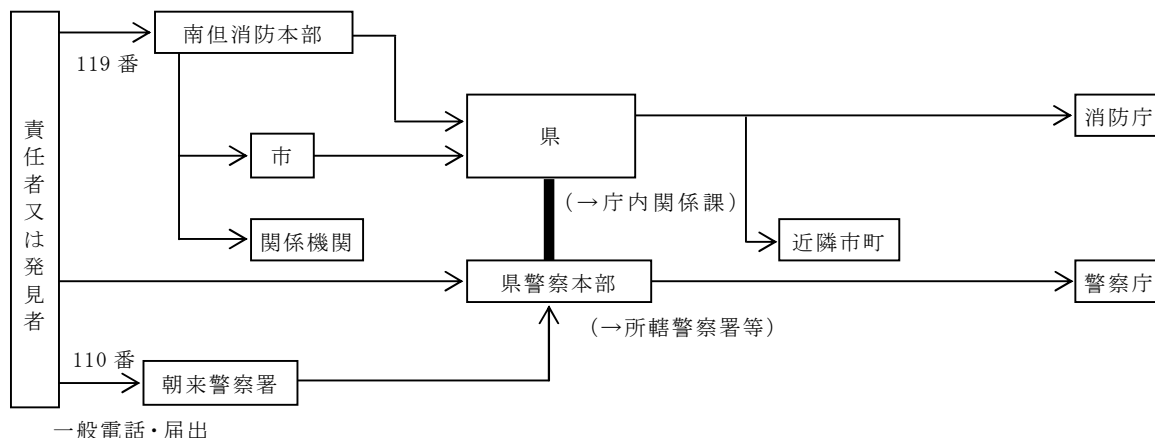
### 3 防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の連携・協力のもとに次の応急対策を行

う。

(1) 災害情報の収集及び報告

市及び南但消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。



(2) 災害広報

総括班は、県、報道機関等と相互に協力して、災害による不安・混乱を防止するため、広報車、テレビ、ラジオ等を媒体とする広報活動を行う。

また、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

(3) 危険物等の特定

市、南但消防本部、朝来警察署、県及びその他関係機関は、事故責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

市、南但消防本部、事故責任者、朝来警察署、県及びその他関係機関は連携して次の活動を行う。

- ① 警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定する
- ② 負傷者等を汚染された環境から搬出する
- ③ 負傷者等の除染を行う

また、南但消防本部及び朝来警察署は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を行う。

(5) 救急搬送等

南但消防本部は、医療機関、(財)日本中毒情報センター、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

南但消防本部は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。

(6) 環境モニタリング

市は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(7) 住民救済対策

事故責任者及び防災関係機関は、被災住民の救済対策を行う。

## 第7 風評被害の影響の軽減

---

実施担当	総括班
------	-----

### 1 情報提供

総括班は、防災関係機関と協力して、報道機関の協力を得ながら、次の事項についての確かな情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

- (1) 鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- (2) 被災した構造物等の復旧状況
- (3) 危険物等の流出等の場合の環境モニタリングの結果
- (4) その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

### 2 広報活動

風評被害等が発生した場合は、農林産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

### 資料

3-1 防災関係機関の連絡先一覧

4-6 朝来市建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定

## 第4節 原子力事故災害応急対策

### 第1 通報、伝達、情報提供

実施担当	総括班、情報対策班、CATV班（南但消防本部）
------	-------------------------

#### 1 災害即報

総括班は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

- (1) 核燃料物質等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨を原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。
- (2) 原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が南但消防本部にあったもの（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条）。

#### 2 発見者の通報

- (1) 放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害

地震、火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を朝来警察署に通報する（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第33条第2項）。あわせて、南但消防本部にも通報する。

- (2) 不法廃棄等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちに、その旨を市、南但消防本部、朝来警察署に通報する。また、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性があるとは判断される場合には、文部科学省にも通報する。

なお、一般発見者の通報先は、市、南但消防本部、朝来警察署のいずれかとする。

#### 3 情報の収集・連絡・提供

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行う。なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応する。

- (1) 原子力災害情報等の収集・連絡

総括班は、県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、緊急時における留意事項、避難情報、安否情報、医療機関などの情報、農林畜産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を、県及び関係機関等を通じて迅速に収集・連絡・提供する。関係機関は、

原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行う。なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害以外の原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されないが、関係機関間で十分に内容を確認する。

(2) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

県の災害対策本部等を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

ただし、県外で原子力災害等事案が発生した場合には、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される市内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、市内への影響について、迅速かつ的確に広報する。

#### 4 住民等への的確な情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

なお、その際、住民の心の安定及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮する。

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

イ 住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

ウ 役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

エ 情報伝達に当たって、同報系防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

## 第2 緊急モニタリング

実施担当	総括班、(南但消防本部)
------	--------------

### 1 核燃料物質等の事業所外運搬事故

#### (1) 原子力事業者等の措置

空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、その結果を総括班、国、県、市等に定期的に連絡する。

原子力緊急事態宣言が行われた後は、国の現地対策本部にも連絡する。

#### (2) 南但消防本部の措置

県下広域消防応援隊等により放射線量の測定を行ったときは、市等に連絡する。

### 2 放射性同位元素等の事故

#### (1) 放射性同位元素取扱事業者等の措置

放射線障害を防止するため、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を総括班、県等に連絡する。

#### (2) 南但消防本部の措置

前記1「核燃料物質等の事業所外運搬事故」を準用する。

## 第3 避難対策、交通規制

実施担当	総括班、(南但消防本部)
------	--------------

### 1 避難対策

原子力災害等で放射能物質の放出が短時間で終わると予想される場合は、避難所までの移動を伴う避難が必ずしも最善の方法とは考えられない。このため、放射線被ばくから地域住民を保護するために必要と判断される次のような場合、地域住民に対し屋内退避及び避難の勧告及び指示を行う。

#### (1) 避難基準

- ① 内閣総理大臣からの避難勧告等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があったとき（原子力災害対策特別措置法第15条）。
- ② 事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める下表に掲げる指標に該当すると認められるとき。
- ③ その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがあるとき。

■屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	○ 放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ○ ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ○ プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1) 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

注2) 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成12年5月一部改訂，原子力安全委員会）より

(1) 避難等のための勧告及び指示

市長は、内閣総理大臣からの指示があったときは、指示内容に基づき、予想地区の住民に対し屋内避難等の区分に応じた措置をとる。

(2) 避難誘導

「原子力災害対策避難誘導等のための手引」（昭和56年1月，科学技術庁、消防庁）による。

(3) 避難所

施設の収容能力、避難経路、避難所要時間等を勘案の上指定するが、原則としてコンクリート建物とする。

設置期間は、放射性物質による汚染の状況等を勘案の上、国、県等と協議して定める。

(4) その他

警戒区域の設定、避難所の運営、廃止等については、「第4章 第9節 避難対策」の項を参照。

2 交通規制等

県公安委員会は、被害の拡大を防止し、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、原子力災害対策特別措置法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に行う。



## 第4 救急・医療活動

実施担当	総括班、生活・福祉班、総務・生活班、(南但消防本部)
------	----------------------------

### 1 救急活動

#### (1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、原子力災害等に係る負傷者等を発見したときは、直ちに、市及び南但消防本部に通報する。

また、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等(以下「事業者」という。)は、被害の状況及び汚染の有無を直ちに関係機関に通報する。

#### (2) 現場における負傷者等の救出等

##### ① モニタリング

事業者及び南但消防本部は、救出にあたってモニタリングを行う等、職員に十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行う。

##### ② 救出

事業者は、負傷者等を速やかに救出する。また、南但消防本部は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たる。なお、救出に当たっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。

##### ③ 除染等

事業者は、放射性物質により汚染された負傷者又はそのおそれのある者(以下「汚染者等」という。)がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送する。

#### (3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

① 南但消防本部は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送に当たる。なお、搬送に当たっては、放射能測定等により負傷者の状態を把握するとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。

② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

ア 救急指定病院の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町等への広域応援要請

③ 総括班及び南但消防本部は、ヘリコプターの搬送を要するときは、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。

ア 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。

イ 移送に際しては、専門家の指示を踏まえる。

④ 南但消防本部は、放射線により被ばくした者(被ばくしたおそれのある者を含む。)、放射性物質により汚染された者(汚染されたおそれのある者を含む。)(以下「汚染・被ばく者等」という。)等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。

ア 職員への二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を着装する。

イ 機材等への二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。

ウ 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

① 事業者は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者の出動を要請する。

② 生活・福祉班、総務・生活班は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させる。なお、その際には、放射線管理の専門家に同行又は合流を要請する。

(5) 負傷者等の収容

① 事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。

ア 汚染・被ばく者等

緊急時医療対応可能機関

イ その他の負傷者

下記施設の活用を図る。

(ア) 災害拠点病院（公立八鹿病院・公立豊岡病院）

(イ) 災害対応病院（二次救急医療機関）

(ウ) 救急告示病院、診療所

(エ) その他の医療施設

(オ) 現地救護所及び救護センター

② 生活・福祉班、総務・生活班及び南但消防本部は、負傷者等が死亡した場合又は死亡して発見された場合は、速やかに朝来警察署に連絡し、死体検分その他所要の処理を行う。

速やかな死体検分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、県を通じ日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得る。

(6) 関係機関への協力要請

総括班、生活・福祉班、総務・生活班及び南但消防本部は、災害の規模・内容等により、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

## 2 医療対策

生活・福祉班、総務・生活班は、対象原子力災害等の発生時において、放射性物質による汚染、被ばく又はそのおそれのある者に対する緊急時医療対策を国及び県に要請し、又は協力する。

(1) スクリーニングチームへの協力

国から派遣される職員等によるスクリーニング（汚染・被ばくの程度によるふるい分け）チームが行う放射線被ばく検査に協力する。

(2) 専門病院への移送への協力

スクリーニングの結果、被ばく者等の汚染の検査及び除染等が必要と認められるときは、県の行う専門病院への移送に協力する。

## 第5 消火活動

実施機関	南但消防本部
------	--------

### 1 放射性物質輸送中の火災

(1) 事業者の措置

① 原子力事業者等

核燃料物質等の運搬車両等に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防吏員又は海上保安官に通報する（原子炉等規制法第64条第1項）。

② 放射性同位元素取扱事業者等

放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼防止措置をとり、直ちにその旨を消防署、市長が指定した場所（消防法第24条）、又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報する（放射線障害防止法第33条第1項）。

(2) 南但消防本部の措置

輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくの恐れがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法を検討する。

① 輸送責任者等との連携

輸送車両に放射性物質の輸送責任者（以下「輸送責任者」という。）又は専門家が同行している場合は、情報提供等の協力を得るとともに、県や関係機関と連携する。

輸送責任者又は専門家が同行していないとき又はこれらの者が被災したときは、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物を把握する。また、目視による確認、サーベイメータ等による計測等も行い、それらの情報を県や関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請する。

② 現場における情報収集活動

輸送車両には、「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務づけられており（L型輸送物を除く）、可能な場合はこれを活用する。

■収集する情報の内容

放射性物質自体の性状	火災等による放射性物質への影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気、熱気に対する危険性</li> <li>・禁水性、劇毒性</li> <li>・汚染又は汚染拡大の可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送容器の亀裂等の有無及び程度</li> <li>・火災と輸送容器との位置関係</li> <li>・放射線の強度等の検出状況</li> <li>・周辺への影響の可能性</li> </ul>

③ 専門家との連携

国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて対応する。

④ 消防隊員等の安全確保

消防活動の実施に当たっては防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめる。また、必要に応じて汚染検査と除染を行う。

## 2 放射性同位元素取扱事業所の火災

(1) 放射性同位元素取扱事業者の措置

放射線施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防署又は市長が指定した場所（消防法第24条）に通報する。

(2) 南但消防本部の措置

① 消防活動

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を行う。

ア 火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無

イ 放射性同位元素の拡散危険の有無

ウ 要救助者の有無

エ 放射線量

② 消防警戒区域の設定

風向や放射線レベル、関係者の意見等を考慮し、一般の警戒区域より広く設定する。

③ 放射線危険区域の設定

安全確保及び汚染の拡大防止のため、施設管理者に対して概ね1 mSv/hr以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求める。

施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県及び関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難勧告等を行う。

④ 安全装備

危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具を所持する。

危険区域からの退出前に、原則として汚染検査を行い、必要に応じて除染する。

## 第6 飲料水等の摂取制限、汚染の除去

実施担当	総括班、産業・都市班、産業・土木班、上水道課班
------	-------------------------

### 1 飲料水・飲食物等の摂取制限

産業・都市班、産業・土木班、上水道課班は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示又は県の指示に基づき、直ちに次の措置を行う。

#### (1) 飲料水の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用を禁止する。

#### (2) 飲食物の摂取制限

汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

#### (3) 農林水産物の採取及び出荷制限

農業協同組合等関係団体と協力して、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取、出荷制限等を行う。

#### (4) 飲料水等の供給

飲料水等の摂取制限を実施したときに、住民の備蓄飲料水等では不足するときは、食料の供給及び応急給水を行う。

### 2 放射性物質の汚染除去

#### (1) 事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合

##### ① 除去及び除染

##### ア 事業者の措置

事故責任を有する事業者は、放射性物質による汚染物質の除去及び除染を行う。

※事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。(原子炉等規制法第64条、放射線障害防止法第33条)

##### イ 関係機関の措置

総括班、防災関係機関は、事業者の速やかな汚染物質除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等に協力する。

##### ウ 除去及び除染の確認

総括班は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の

確認を行う。

(2) 不法廃棄等事案の場合

① 必要な措置の実施

放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という。）は、国、県、総括班、その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じる。

② 除去及び除染

管理者は、当該放射性物質の除去等を行う。この際、総括班、その他関係機関は、必要な協力を行う。

ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。

③ 不法廃棄者等の捜査

朝来警察署等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行う。

## 第7 環境モニタリング

実施担当	総括班
------	-----

### 1 核燃料物質等の事業所外運搬事故

環境放射線モニタリングの実施地域地点分析項目、頻度、試料品目及び分析核種については、国、県、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連携して、役割を決定する。

(1) 原子力事業者の措置

原子力緊急事態解除宣言があったときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を総括班、国、県に報告する。

(2) 総括班の措置

必要に応じて、公的研究機関及び技術者団体による環境放射線モニタリングを県に要請する。

### 2 放射性同位元素等の事故

(1) 放射性同位元素取扱事業者の措置

応急対策が概ね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了したときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を総括班、県に報告する。

(2) 総括班の措置

「核燃料物質等の事業所外運搬事故」に準ずる。

## 第8 制限の解除、風評被害対策

実施担当	総括班、産業・都市班、産業・土木班、上水道課班
------	-------------------------

## 1 各種制限措置の解除

### (1) 各種制限措置の解除

産業・都市班、産業・土木班、上水道課班は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林産物の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

### (2) 安全宣言

総括班及び関係機関は、各種制限措置を全て解除したときは、地域の安全が回復した旨を宣言する。

## 2 風評被害対策

風評被害は、国、県、各報道機関の協力を得て、的確な情報提供により、風評被害等の未然防止措置を行う。

風評被害等が発生した場合は、産業・都市班、産業・土木班は、農林産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のための広報活動を強化するとともに、農林産業対策、観光対策等の施策に十分配慮する。

- ① 放射能等の身体等への影響
- ② 鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- ③ 被災した構造物等の復旧状況
- ④ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
- ⑤ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

## 第9 心身の健康相談体制の整備

実施担当	総括班
------	-----

原子力災害等の事後における健康相談体制の整備について定める

### 1 原子力事業者の措置

核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等について、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、被災者への対応のために必要な体制を整備する。

### 2 市の措置

市は、国及び県とともに、対象原子力災害等の発生場所付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な健康相談体制を維持する。

## 第10 広域避難者の受け入れ

---

実施担当	総括班
------	-----

### 1 避難者の受け入れ

市は、原子力災害の発生地周辺市町に避難のための立ち退きの勧告又は指示が出された際に、本市が避難先として避難者を受け入れる場合においては、受け入れ人数を県との調整により設定し、人数に応じた避難所の決定を行う。

また、避難所の開設や避難者の誘導等、必要な支援を行うよう各班に指示を行う。

なお、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所において受け入れる体制を整える。

### 2 避難者の健康対策

市は、避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

### 3 避難者に対する情報提供と支援

市は、被災市町村と連携し、受け入れた避難者の状況の把握と、避難者が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。



## 第5節 鳥インフルエンザ応急対策

---

実施担当	各班
------	----

### 第1 組織の設置

---

市長は、市の地域及び近隣市町において、鳥インフルエンザが発生したときには、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」に基づき、朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置する。

### 第2 応急対策の実施

---

各班は、速やかに情報を共有するとともに、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。

### 第3 患畜等の処分

---

患畜等の処分については、「朝来市高病原性鳥インフルエンザ対策計画」に基づき、安全かつ適切な処理を行う。

